

田沢湖図書館 ☎ 43-1307
 8休 6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)
 学習資料館 ☎ 43-3333
 8休 6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)、31日(金・月末整理休館)
 イベント交流館(新潮社記念文学館) ☎ 43-3333
 8休 1～3日(展示替休館日)、6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)

学習資料館

新潮社から寄贈された図書を 紹介します

「工学部ヒラノ教授の事件ファイル」今野浩／「古閑美保 女子のいっぽん道」吉井妙子／「名前のない道」赤木明登／「私のインタビュー」高峰秀子／「脱資本主義宣言」鶴見済／「日本はなぜ開戦に踏み切ったか」森山優／「水危機ほんとうの話」沖大幹／「ドナルド・キーン著作集(四)」ドナルド・キーン／「自分超え」松田丈志／「なるほど！赤ちゃん学」玉川大学赤ちゃんラボ／「ハチミツ」橋本紡／「よみがえる力は、どこに」城山三郎／「片桐酒店の副業」徳永圭／「雷の波濤 満州国演義 7」船戸与一／「わたしがいなかった街で」柴崎友香／「烈しい生と美しい死を」瀬戸内寂聴／「スズキさんの生活と意見」鈴木正文／「ひなこまち」畠中恵／「父、断章」辻原登／「世界中が夕焼け」穂村弘／「迷宮」中村文則／

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。
 このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。

田沢湖図書館

8月のテーマ展示

『夏まっさかり！あそびや勉強、工作で差をつけよう』

お役立ちの本をご紹介します。
 もちろんこのほかにも…



田沢湖図書館

「十五日会」から 図書が寄贈されました

仙北市の子どもたちに楽しく優れた本を読んでほしいと、今年も「十五日会」(会長 平岡三郎氏)から図書カード3万円分が田沢湖図書館へ贈られました。

図書館では早速児童図書を購入し、「十五日会文庫」に配備しました。たくさん子どもたちに読んでほしいすてきな本がそろっています。ぜひご覧ください。



◀「十五日会」会長 平岡三郎氏と
 北都銀行田沢湖支店長 赤坂和仁氏

十五日会文庫 2012 寄贈図書リスト

「知ってびっくり…はじまり物語」全5冊
 「かがるBOOK…サバイバル」全3冊
 「群雄ビジュアル百科 三国志・ほか」全3冊
 「レイトン教授と怪人ゴット・・・ほか」全3冊
 「小学生のためのことわざをおぼえる辞典」
 「せいかつこどもずかん 衣食住 幼児～低学年」
 「まぼろしの薬売り」
 「がんばっぺ！アクアマリン ふくしま」
 「世界を変えた！スティーブ・ジョブズ」
 「炎路を行く者—守り人作品集」
 「命がこぼれおちる前に 収容された犬猫の命をつなぐ人びと」
 「12月の夏休み ケンタとミリの冒険日記」
 「地球の声に耳をすませて 地震の正体を知り、命を守る」

以上、全23冊です。



国民年金の保険料免除の 手続はお早めに

国民年金だよ

国民年金保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。免除される保険料額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階になります。

また、20歳から30歳未満の若年者には、本人・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除を受けられる所得基準は

保険料の申請免除を受けるためには免除される4段階の額に

免除の申請日と承認期間

申請を行って免除が認められ

応じて、前年所得に対する所得基準が設けられています。これらの所得基準の範囲内であれば免除を受けることができます。

◆全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

◆4分の3免除 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

◆半額免除 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

◆4分の1免除 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

◆若年者納付猶予制度(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

る期間は、申請日に応じて以下のようになっています。

◆申請日が7月の場合 前年の7月から翌年の6月までの期間

◆申請日が8月から翌年6月までの場合 その年の7月から翌年6月までの期間

◆申請日が1月から6月までの場合 前年の7月からその年の6月までの期間

このように7月に申請する場合に限って、前年7月から前月6月分までの期間についても申請することができます。7月に前年分の免除等も申請する場合は、申請書を2枚提出します。

保険料免除の申請方法は

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請します。

申請書は、年金事務所または市区役所・町村役場の国民年金担当窓口を用意してありますが、日本年金機構のホームページからプリントアウトして入手することもできます。

記入例を参考に申請書に記入し、以下の添付書類と一緒に住民登録をしている市区役所・町村役場へ提出します。

【添付書類】

◆年金手帳または基礎年金番号通知書(必ず必要)

◆前年または前々年の所得を証明する書類

◆退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(退職・失業により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

